

議案第 5 号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 4 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

人事院規則 1 5－1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 1 5－1 4－4 6）が公布及び施行され、官公署出頭休暇について、取得事由の拡大がなされたことに伴い、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２５年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第２号中「、参考人等」を「、参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。